

農業水利基本調査実施要領

平成12年3月24日付12構改C第203号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

} あて

農林水産省構造改善局長

第1. 趣旨

水は、食料の安定供給の確保を図る上で不可欠の資源である。また、農業用水は、網状に張り巡らされた農業用排水路により地域の水環境を形成し、防火、消流雪、作物の洗浄等に利活用されるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業の有する多面的機能の発揮のための重要な基盤となっている。

一方、農業用水の取水量は、我が国全体の水利用の約3分の2を占めており、他の水利用者に与える影響が極めて大きく、近年の少雨化傾向や新規水資源開発の困難化等による水需給のひっ迫や、水利用に伴う水質汚濁の進行、生態系の劣化等の課題が顕在化している中で、農業用水の利用実態等を把握することはますます重要となっている。

このため、今後とも必要な農業用水を確保するとともにその有効利用を図ることを目的として農業水利基本調査（以下「本調査」という。）を実施することとし、社会経済情勢の変遷とともに変化する農業用水の利用実態等を的確に把握し、水利用をめぐる諸課題に関する対処方針を構築することにより、もって水利調整や農業水利施設の整備の円滑化に資するものとする。

第2. 調査内容

本調査は次の（1）から（3）までに掲げる調査により構成されるものとし、その調査内容は次のとおりとする。

（1）農業用水実態調査

① 調査対象

- ア. 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項、第5条第1項及び第100条第1項の規定により指定された河川に設置されている農業用取水施設（注水用取水施設を含む。以下同じ。）であって、そのかんがい面積が1ha以上のもの
- イ. アに掲げる河川以外の河川に設置されている農業用取水施設又はため池、地下

水、集水暗きょ、湧水等を水源とする農業用取水施設であって、そのかんがい面積が 10ha 以上のもの

② 調査事項

- ア. ①の調査対象の農業用取水施設ごとに、当該施設の概要、水利権、取水の実態、管理者等について調査するものとする。
- イ. アのうち、取水の実態については、5年に1回を目途とする当該施設の管理者等に対する聞き取り等により、その取水量、かんがい面積等の概略を調査するものとする。
- ウ. イのうち、かんがい面積が 100ha 以上等の大規模な慣行水利権地区の取水の実態については、必要に応じ、実測により取水量、かんがい面積等を詳細に調査するものとする。

(2) 農業用水の利活用及び水利調整の実態に関する調査

農業用水の地域用水としての利活用実態（防火、消流雪、作物の洗浄や良好な景観の形成等）に関する調査、農業水利の循環構造（地下水かん養や河川流況の安定に関する水循環構造等）に関する調査、平常時及び渇水時の水利調整（他種利水への水利権の転用や水の融通等）の実態に関する調査等を行うものとする。

(3) 水利調整課題調査

学識経験者により構成される委員会等において、水の有効利用や水利調整の円滑化等に関する対処方針の構築を図るものとする。

第3. 調査主体及び調査委託

- (1) 本調査のうち、第2の(1)及び(2)については地方農政局（北海道にあつては北海道開発局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）が主体となつて行うものとし、地方農政局が実施した調査の結果の取りまとめ及び第2の(3)については農村振興局が主体となつて行うものとする。
- (2) 農村振興局及び地方農政局は、本調査の実施に当たつて必要がある場合は、調査の一部を都道府県その他適当と認める団体、学識経験者等に委託することができるものとする。

第4. 調査結果の報告

地方農政局は、毎年度末までに、当該年度に実施した調査の結果を農村振興局に報告するものとする。